

鳥取県資源管理方針 新旧対照表

1 変更の内容

変 更 後	変 更 前
<p>第1～第5 略</p> <p>第6 その他資源管理に関する重要事項</p> <p>1 漁獲量等の情報の収集</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 漁獲量等の情報は、<u>法第26条第1項若しくは第2項又は第30条第1項若しくは第2項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>第7・第8 略</p> <p>(別紙1-1) 略</p> <p>(別紙1-2)</p> <p>第1 略</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>1 鳥取県くろまぐる漁業</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p> <p>当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、<u>陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）とする。</u></p>	<p>第1～第5 略</p> <p>第6 その他資源管理に関する重要事項</p> <p>1 漁獲量等の情報の収集</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 漁獲量等の情報は、<u>法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>第7・第8 略</p> <p>(別紙1-1) 略</p> <p>(別紙1-2)</p> <p>第1 略</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>1 鳥取県くろまぐる漁業</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p> <p>当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、<u>陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日まで（知事が法第31条の規定に基づく公表をした場合（漁獲可能量の追加配分等により、当該知事管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがないと知事が認める場合を除く。）にあっては、当該管理年度の末日までは、陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）とする。</u></p>

<p>2 鳥取県その他漁業</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p> <p>当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日から<u>3日以内（行政機関の休日は算入しない。）</u>とする。</p> <p>第3～第5 略</p> <p>(別紙1-3) 略</p> <p>(別紙1-4)</p> <p>第1 略</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>鳥取県するめいか漁業</p> <p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項</p> <p>ア 略</p> <p>イ 対象とする<u>漁業</u></p> <p>鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が<u>するめいか</u>を採捕する漁業</p> <p>ウ 略</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p> <p>当該知事管理区分における管理の手法は、<u>現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理</u>とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げをした日からその日の属する月の翌月の10日までと</p>	<p>2 鳥取県その他漁業</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p> <p>当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げをした日からその日の属する月の翌月の10日まで（知事が法第31条の規定に基づく公表をした場合（<u>漁獲可能量の追加配分等により、当該知事管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと知事が認める場合を除く。</u>）にあつては、当該管理年度の末日までは、<u>陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）</u>）とする。</p> <p>第3～第5 略</p> <p>(別紙1-3) 略</p> <p>(別紙1-4)</p> <p>第1 略</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>鳥取県するめいか漁業</p> <p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項</p> <p>ア 略</p> <p>イ 対象とする<u>漁業等</u></p> <p><u>一本釣り漁業（鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が5トン未満の船を用いて釣りにより採捕する漁業をいう。以下同じ。）</u>、<u>定置漁業、小型定置網漁業、するめいかを採捕するその他漁業（一本釣り漁業、定置漁業及び小型定置網漁業以外の漁業で、鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕するものをいう。）</u>及び知事の許可を受けて行うするめいかの試験研究又は<u>調査のための採捕</u></p> <p>ウ 略</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p> <p>当該知事管理区分における管理の手法は、<u>漁獲量の総量の管理</u>とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げをした日からその日の属する月の翌月の10日まで（<u>知事が法第31条の規定に基</u></p>
---	--

<p>する。</p> <p>第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 全量を鳥取県するめいか漁業へ配分する。</p> <p>第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>鳥取県するめいか漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、一本釣り漁業（自由漁業）にあつては、1隻当たりの自動いかつり機の搭載数8台（ドラム数16個）とする。</p> <p>(別紙1-5～別紙2-20) 略</p>	<p><u>づく公表をした場合（漁獲可能量の追加配分等により、当該知事管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと知事が認める場合を除く。）</u>にあつては、当該管理年度の末日までは、陸揚げをした日から3日以内（<u>行政機関の休日は算入しない。</u>）とする。</p> <p>第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 漁獲可能量の知事管理区分への配分は、<u>本県に配分された全量とする。ただし、都道府県間等との融通や国の留保枠からの配分により本県の漁獲可能量が変更となつた場合にあつては、当該融通又は配分された全量を鳥取県するめいか漁業から加除する。</u></p> <p>第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>鳥取県するめいか漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、一本釣り漁業（自由漁業）にあつては、1隻当たりの自動いかつり機の搭載数8台（ドラム数16個）とする。</p> <p><u>ただし、知事の許可を受けて行うするめいかの試験研究又は調査のための採捕は、この限りではない。</u></p> <p>第5 <u>その他資源管理に関する重要事項</u></p> <p><u>知事管理区分の漁獲量の公表について法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の8割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。</u></p> <p>(別紙1-5～別紙2-20) 略</p>
--	---

2 変更年月日
令和8年4月1日